

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成26(2014)年 6月 25日

都道府県知事
(市長)

殿

提出者

住 所 明石市中崎1丁目5番1号

氏 名 明石市長 泉 房穂

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 078-912-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	明石市二見浄化センター
事業場の所在地	明石市二見町南二見3
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3631 下水道処理施設維持管理業
②事業の規模	下水処理水量 12,784,290m ³ (平成25年度実績)
③従業員数	別紙のとおり
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（平成25年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排 出 量	86,829 t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	排 出 量	87,400 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	
産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし	
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	85,878 t	t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	86,400 t	t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 25 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	
	全処理委託量	951 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	焼却灰	
	全処理委託量	1,000 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理計画

(1) 明石市下水道事業の概要

◎ 機構と事務分掌及び職員数

別紙 A 参照 (1 ページ)

◎ 各浄化センター維持管理体制

別紙 B 参照 (2 ページ)

◎ 各浄化センター配置図及びフロー図

別紙 C 参照 (3 ページ)

◎ 廃棄物発生フロー図

別紙 D 参照 (4 ページ)

(2) 策定事項 (5 ～ 6 ページ)

(3) 連絡先

明石市下水道部下水道総務課	078-918-5048
明石市下水道部下水道管理課	078-918-5084
明石市下水道部下水道建設課	078-918-5051
明石市下水道部下水道施設課	078-934-3425
明石市船上浄化センター	078-934-8863
明石市大久保浄化センター	078-934-3425
明石市二見浄化センター	078-934-3426
明石市朝霧浄化センター	078-934-3425

A 機構と事務分掌及び職員数

平成25年6月1日現在

機 構		事 務 分 掌
下水道部 85名	下水道総務課 10名 課長(事)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内事務の企画及び調整に関すること。 (2) 下水道事業に係る予算の経理に関すること。 (3) 下水道事業の計画実施に伴う諸手続きに関すること。 (4) 下水道事業に関する関係行政機関及び関係部課との連絡調整に関すること。 (5) 部及び課の庶務に関すること。 (6) その他部内他課係の所管に属さない事項に関すること。
	業務係 4名 係長(事) 3名(事)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道受益者負担金に関すること。 (2) 下水道使用料に関すること。 (3) 水洗便所等の改造に係る助成及び貸付に関すること。
	下水道管理課 14名 次長兼課長(技) 担当課長(技) (治水)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道施設の維持管理に係る計画の立案、工事、修繕、設計及び施行に関すること。 (2) 公共下水道及び処理区域内水路(かんがい用排水路を除く)の清掃に関すること。 (3) 下水道台帳の整備及び下水道供用開始に関すること。 (4) 公共下水道の占用の許可に関すること。 (5) 下水道に係る苦情処理に関すること。
	管理係 7名 係長(技) 2名 3名(技) 1名(運転手) 1名(作業員)	
	水洗普及係 3名 係長(技) 2名 1名(技)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水洗便所の普及に関すること。 (2) 排水設備の設置並びに工事の施行及び監理に関すること。 (3) 下水道排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者に関すること。 (4) 私道の下水道整備に伴う諸手続きに関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
	治水係 2名 係長(技) 1名(技)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水路の改修事業及び維持管理に関すること。 (2) 国及び県の管理に係る河川の管理者との連絡調整に関すること。 (3) 高潮対策に係る河川の水門及びゲートの管理に関すること。 (4) 河川美化事業に関すること。 (5) 水路の災害復旧工事に関すること。 (6) その他河川及び水路に関すること。
	下水道施設課 43名 課長(技)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道処理施設の維持管理に関すること。 (2) 下水道処理並びに維持管理に係る調査及び研究に関すること。 (3) 課の資産管理に関すること。 (4) 各浄化センターとの連絡調整に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
	維持係 3名 係長(技) 1名(事) 1名(技)	
	施設係 7名 係長(技) 2名 5名(技)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 浄化センター並びにポンプ場の建設工事の調査、測量、設計及び施行に関すること。 (2) 浄化センター並びにポンプ場(マンホールポンプ施設を含む)の維持管理に係る計画の立案、工事、修繕、設計及び施行に関すること。
	水質係 2名 係長(技) 1名(技)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業場等からの下水の排除の制限に係る規制及び指導に関すること。 (2) 特定施設に係る届出に関すること。 (3) 除害施設に係る届出に関すること。 (4) 下水の水質管理業務及び水質検査等に関すること。 (5) 測定機器及び薬品の維持管理に関すること。
船上网化センター 12名 所長(技) 副所長(技) 1名(技) 1名(作業長) 1名(運転手) 7名(技能)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水処理に関すること。 (2) 下水処理に係る調査及び研究に関すること。 (3) 下水処理施設(朝霧浄化センター並びに朝霧ポンプ場及び林ポンプ場を含む)の維持管理に関すること。 	
大久保浄化センター 9名 担当課長兼所長(技) 副所長(技) 担当係長(技) 1名(技) 1名(作業長) 4名(技能)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水処理に関すること。 (2) 下水処理に係る調査及び研究に関すること。 (3) 下水処理施設(藤江ポンプ場及びび谷八木ポンプ場を含む)の維持管理に関すること。 (4) マンホールポンプ施設の保守及び点検に関すること。 	
二見浄化センター 9名 所長(技) 副所長(技) 2名(技) 1名(作業長) 1名(運転手) 3名(技能)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水処理に関すること。 (2) 下水処理に係る調査及び研究に関すること。 (3) 下水処理施設(江井島ポンプ場及び西岡ポンプ場を含む)の維持管理に関すること。 	
下水道建設課 17名 課長(技) 担当課長(技) (計画調整)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道の基本計画及び事業認可に関すること。 (2) 下水道建設計画の立案に関すること。 (3) 下水道の調査及び研究に関すること。 (4) 開発行為による下水道計画の指導に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。 	
計画係 4名 係長(技) 3名(技)		
工事第1係 6名 係長(技) 5名(技)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道管渠新設工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。 	
工事第2係 5名 係長(技) 4名(技)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道管渠新設・改良工事の調査、測量、設計及び施工に関すること。 	

B. 各浄化センター維持管理体制（平成25年4月1日現在）

名称	直営の維持管理部門	委託の維持管理部門
朝霧浄化センター	<p>◎直営（船上浄化センターの職員で対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設の運転維持管理（中継ポンプ場を含む） ・汚泥処理施設の運転維持管理 汚泥脱水 月・火・木・金 ・水質管理、試験 	<p>◎委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間及び土日は無人化運転（船上浄化センター内に設置の広域監視システムにより監視） ・その他
船上浄化センター	<p>◎直営（行政職3名、技能労務職9名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設の運転維持管理（中継ポンプ場及び雨水処理施設を含む） ・委託部門の管理 ・水質管理、試験 	<p>◎委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥処理施設の運転維持管理 汚泥脱水 月～土 8時間 ・水処理施設の夜間・休日運転監視業務 朝霧浄化センター監視を含む ・その他
大久保浄化センター	<p>◎直営（行政職4名、技能労務職7名（うち再任用2名））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設の運転維持管理（中継ポンプ場を含む） ・汚泥処理施設（脱水）の運転維持管理 ・水質管理、試験 	<p>◎委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設の夜間・休日運転監視業務 二見浄化センター監視を含む ・その他
二見浄化センター	<p>◎直営（行政職4名、技能労務職7名（うち再任用2名））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水処理施設の運転維持管理（中継ポンプ場及び雨水処理施設を含む） ・汚泥処理施設（脱水）の運転維持管理 ・委託部門の管理 ・水質管理、試験 	<p>◎委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥焼却施設の運転維持管理 汚泥焼却 毎日 24時間 ・夜間及び土日は無人化運転（大久保浄化センター内に設置の広域監視システムにより監視）

備考

※汚泥（脱水ケーキ）処理

- ・朝霧、船上、大久保、二見の浄化センターで発生する脱水ケーキは、二見浄化センター内の汚泥焼却施設での焼却及び明石クリーンセンターでの混焼で処理
- ・焼却灰は、フェニックス計画による海面埋立処分

※広域・遠隔監視（大久保浄化センター・船上浄化センター内）

- ・広域監視システムにより、夜間・休日については運転監視委託業者により、朝霧、二見の各浄化センターを監視

※マンホールポンプの維持管理

- ・大久保浄化センター（行政職4名、技能労務職7名）で対応

※各浄化センターの新設、増設、改築、修繕

- ・施設係（行政職7名）で対応

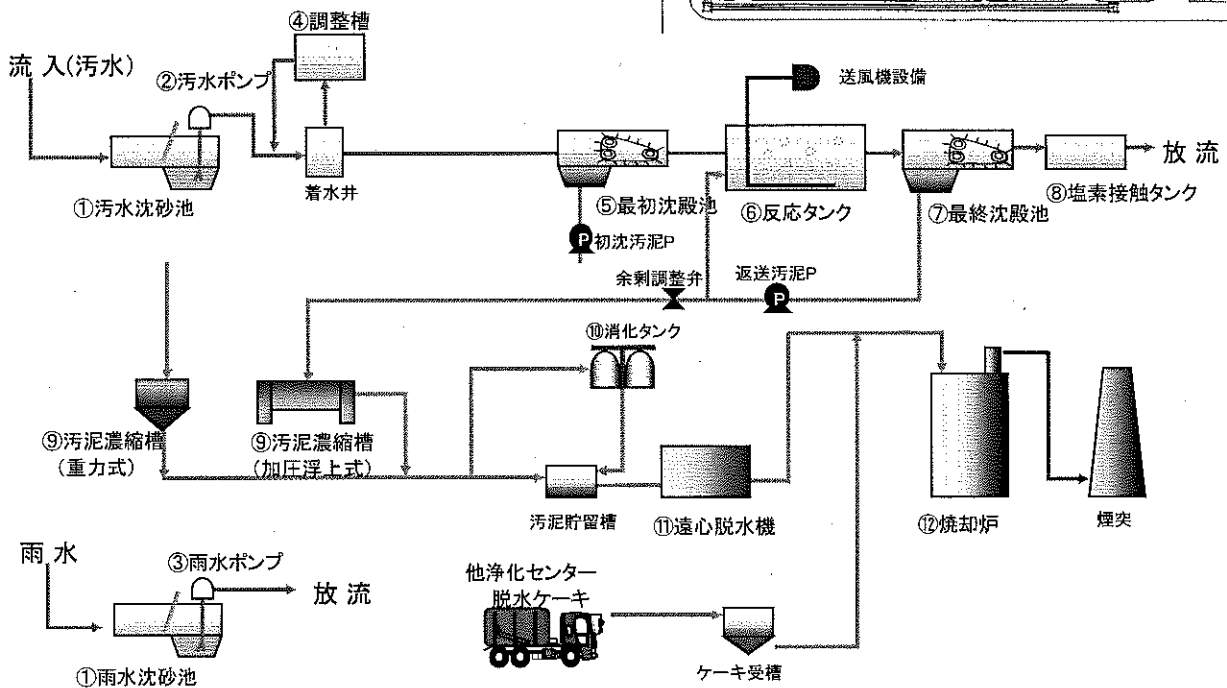
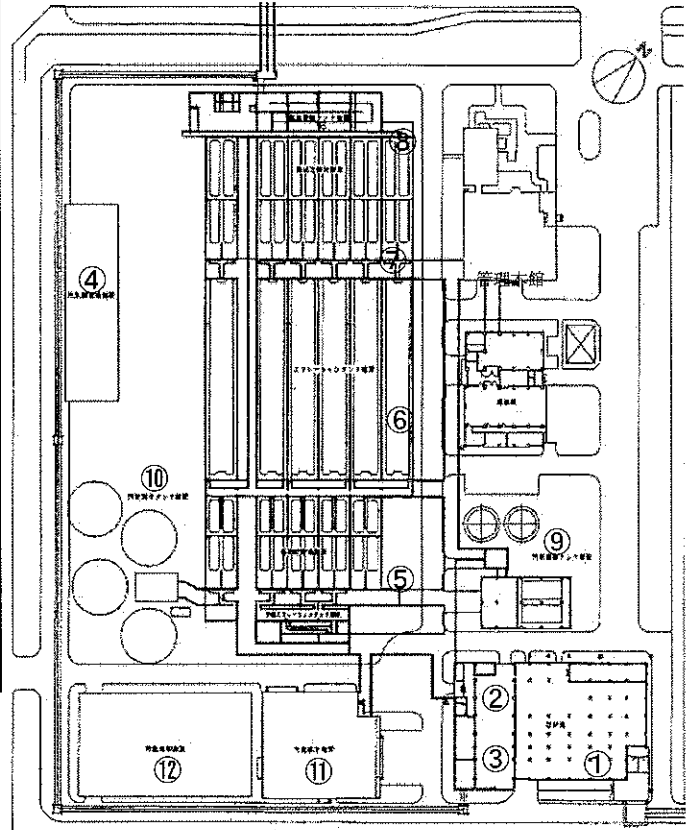
※各浄化センターの水質管理

- ・水質係（行政職3名）で対応
- ・各浄化センターの水質試験及び事業場排水の監視及び指導

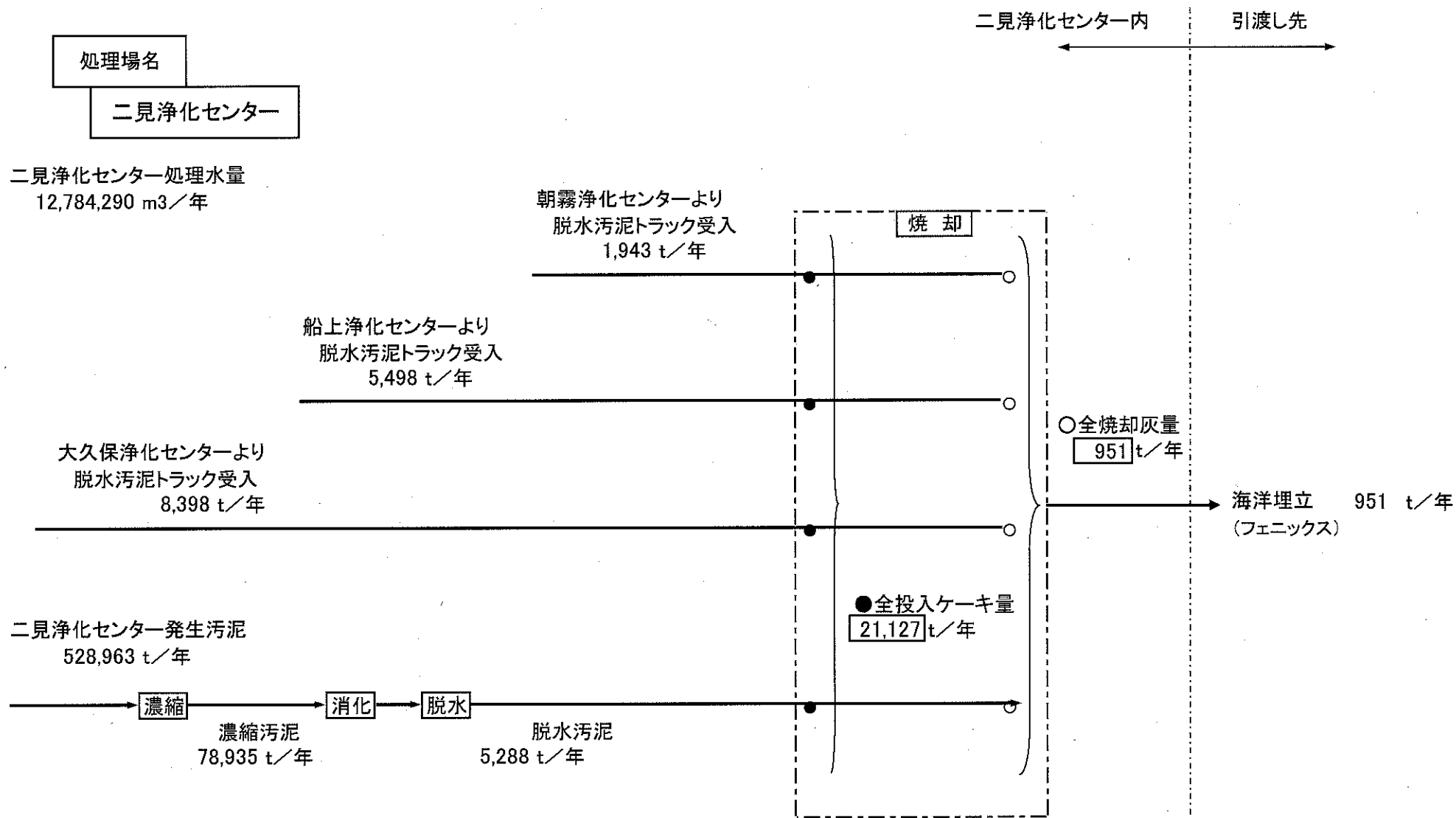
C. 浄化センター配置図及びフロー図

④ 二見浄化センターの概要

No.	名称	仕様
①	沈砂池	雨天時用2池・晴天時用1池・汚水用2池
②	汚水ポンプ	口径450mm×24m ³ /分×4台(内1台予備) (全体計画5台)
③	雨水ポンプ	口径800mm×75m ³ /分×3台
④	調整槽	容量 7000m ³
⑤	最初沈殿池	4池 (全体計画6池) 水面積負荷 50 m ² /m ² ・日 (矩形沈殿池)
⑥	反応タンク	6池 (全体計画 7池) エアレーション時間 7時間
⑦	最終沈殿池	6池 (全体計画 7池) 水面積負荷 30m ² /m ² ・日 (矩形沈殿池)
⑧	塩素接触槽	2池 接触時間(次亜) 15分
⑨	汚泥濃縮槽	重力式 2槽 加圧浮上式 2槽
⑩	汚泥消化タンク	容量 3,200m ³ × 3基
⑪	汚泥脱水機	遠心脱水機 15 m ³ /時×2台
⑫	汚泥焼却炉	流動床炉(焼却能力)40t ×1基(全体計画2基), 45t ×1基



二見浄化センターフロー図(平成25年度実績)

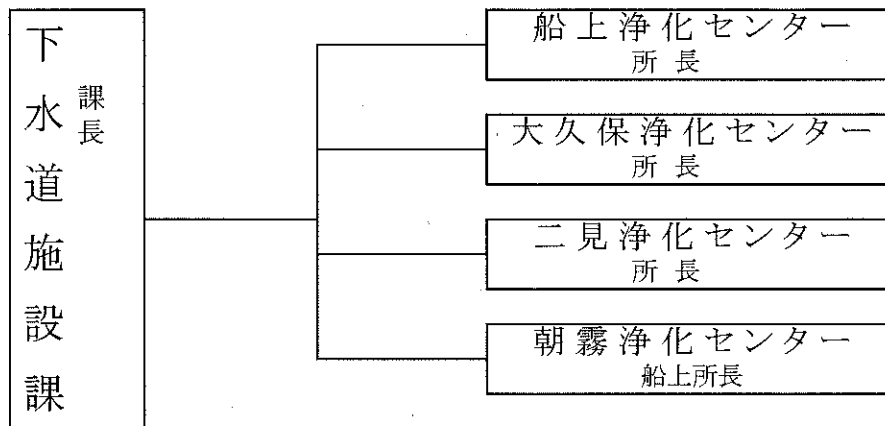


(2) 策定事項

イ. 計画期間

予算措置を考慮し、当該年度及び次年度の2年間。

ロ. 管理体制



管理組織図

産業廃棄物処理責任者

下水道施設課 課長

産業廃棄物処理施設技術管理者

船上浄化センター所長
大久保浄化センター所長
二見浄化センター所長

(別添 A. 機構図参照)

ハ. 現状、排出抑制は行っていません。また目標の設定も行っていないが、再資源化による排出抑制などは検討中であります。

下水処理場本来の目的である良好な処理水の排出を優先しており、下水汚泥の排出抑制は本来の目的達成の範囲内で検討を行います。

ニ. 排出する産業廃棄物が下水汚泥のみであるので、分別に関する事項は現状、目標設定等とも行っていません。

ホ. 再生利用は現状行っていないが、中長期的課題として下水汚泥のコンポスト及びセメント材等の原料として、委託処理を計画中です。

へ. 廃棄物処理施設の設置状況 (各浄化センター概要参照)

二見浄化センター

濃縮設備

種類	処理能力	耐用年数
重力濃縮	10,000φ×3,000H 2池	15年
浮上濃縮	3,700W×9,600L 2池	15年

消化設備

種類	処理能力	耐用年数
消化タンク	3基	10年

脱水設備

種類	処理能力	耐用年数
遠心脱水機	15m ³ /時 2台	15年

焼却設備

種類	処理能力	耐用年数
流動焼却炉	40トン/日 1台	10年
	45トン/日 1台	